

火災や地震・風水害等により被害を受けられた市民の方への各種支援制度

火災や地震、風水害等の災害により、り災された方への制度案内です。詳細は、各制度の担当課までお問い合わせください。

★り災証明書の発行

項目	担当課	所在地・TEL	制度概要	申請に必要なもの	災害種別	チェック
り災証明書 (火災の場合)	消防署	西部方面消防署 那加桜町1-69 058-371-7040 東部方面消防署 鶴沼羽場町1-181 058-384-1191	火災で、り災された方の証明書を発行します。 ※その他、火災に至らない燃焼事故等で、消防機関が現場確認したものについて被害程度を証明する文書を発行します。	本人確認ができる書類	火災	<input type="checkbox"/>
り災証明書 (火災以外の場合)	税務課	本庁舎 2階 058-383-4703	火災以外の災害で、り災された方の証明書を発行します。 ※その他、建物以外の家財等に被害を受けた場合には、災害による被害を受けた届出があった旨の証明(り災届出証明)を発行します。	担当課にお問い合わせください	地震 風水害等	<input type="checkbox"/>

★り災に伴う各種救済・支援制度

項目	担当課	所在地・TEL	制度概要	申請に必要なもの	災害種別	チェック
個人市民税 県民税の減免	市民税課	本庁舎 2階 058-383-1114	災害により被害を受けた納税義務者が①死亡した場合、②障がいを負われた場合、③納税義務者またはその扶養親族・同一生計配偶者が所有する住宅・家財の損害の程度が一定以上の場合に、減免を受けることができます。	・り災証明書(市内の災害は不要) ・③の場合、損害額を示す書類、保険金等が出る場合は保険会社等が作成した明細表等	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
個人市民税 県民税の減免 (農業所得)			冷害、凍霜害等で農作物に被害を受け減収となり、その損失規模が一定以上の場合、減免を受けることができます。	・被害の状況と損失額が分かる書類 ・農作物共済金が支払われる場合は、その明細表等	冷害 凍霜害等	<input type="checkbox"/>

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの	災害種別	チェック
固定資産税 都市計画税の減免	資産税課	本庁舎 2階 058-383-4740	災害により土地・家屋・償却資産に一定以上の損害を受けた場合、減免を受けることができます。	担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
市税の徴収猶予	税務課	本庁舎 2階 058-383-4773	災害により財産に損害を受け、市税の納税が困難な場合、1年以内の期間に限り徴収猶予することができます。猶予期間中の延滞金は全額免除されます。	担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
国民年金保険料の 減免	市民課	本庁舎 1階 058-383-1113	災害により第1号被保険者が所有している住宅、家財、その他の財産につき被害額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた場合、日本年金機構で承認されれば、保険料の免除を受けることができます。	・り災証明書 ・保険金、損害賠償金額等が支給される場合は、金額が確認できる証明書の写し	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
旅券 (パスポート) 発給手数料の減免		本庁舎 1階 058-383-2012	「災害救助法」もしくは「被災者生活再建支援法」の適用を受けた大規模な自然災害により被災し、特に必要があると外務大臣が認める場合で、以下の要件をともに満たすと、減免を受けることができます。 ・全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた ・被災地に住民票がある、または被災当時に被災地に住民票があった 県の手数料の減免の可否については、県の判断となります。	・り災証明書 ・災害発生時の住所がわかる住民票または戸籍の附票 ・その他旅券申請に必要な書類	一定規模以上の 災害	<input type="checkbox"/>
介護保険料の減免 (65歳以上の方)	高齢介護課	本庁舎 2階 058-383-1778	災害により第1号被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者の所有する住宅等に一定以上の損害を受けた場合、またはその属する世帯の主たる生計維持者が死亡や障がいを負われた等により収入が減少した場合に保険料の減免を受けることができます。	・り災証明書(市内の災害は不要) ・その他必要書類は、担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
介護サービス 利用料の負担減免 (40歳以上の介護 サービス利用者)			災害により要支援・要介護被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者の所有する住宅等に一定以上の損害を受けた場合、またはその属する世帯の主たる生計維持者が死亡や障がいを負われた等により収入が減少した場合に利用者が負担する介護サービス利用料の減免を受けることができます。		火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの	災害種別	チェック
国民健康保険料の減免	医療保険課	本庁舎 1階 058-383-1112	災害により世帯主または被保険者が①障がいを負われた場合、②自己の生活の用に供している住宅・家財に一定以上の損害を受けた場合、減免を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書（市内の災害は不要） ②の場合、損害額を示す書類、保険金等が出る場合は保険会社等が作成した明細表等 	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
国民健康保険一部負担金の減免		本庁舎 1階 058-383-1099	災害により世帯主または被保険者が被害を受け、生活が困難になった場合で、当該世帯の所得・預貯金等、条件に該当すれば、入院療養に係る一部負担金の減免等を受けることができます。	担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
後期高齢者医療保険料の減免	医療保険課	本庁舎 1階 058-383-1128	災害により世帯主または被保険者が住宅・家財に一定以上の損害を受け、納付が困難になった場合で、当該世帯の所得等、条件に該当すれば、保険料の減免を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書（市内の災害は不要） 損害額を示す書類、保険金等が出る場合は保険会社等が作成した明細表等 	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
後期高齢者医療一部負担金の減免			災害により世帯主または被保険者が住宅・家財に一定以上の損害を受け、生活が困難になった場合で、当該世帯の所得等、条件に該当すれば、一部負担金の減免等を受けることができます。	担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
保育料の軽減	こども政策課	本庁舎 1階 058-383-1154	災害により一定以上の被害を受けた場合、保育料減免申請書の提出があった日の属する月の翌月の月分の保育料から当該年度の3月分の保育料までの範囲内で減免を受けることができます。	り災証明書	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
図書館資料の弁償義務の免責	中央図書館	中央図書館 那加門前町3-1-3 058-383-1122	災害により被害を受け、図書館資料に損害をもたらした場合は、弁償の義務を免責します。	り災証明書	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
一般廃棄物処理手数料の減免（ごみ）	環境政策課	本庁舎 2階 058-383-4230	<p>災害により生じた一般廃棄物を、り災者自ら（もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して）北清掃センターに搬入される場合、廃棄物処理手数料の減免を受けることができます。</p> <p>※事前に、り災現場を確認しますので、お問い合わせください。</p> <p>※北清掃センターに搬入できないものもあります。</p> <p>※一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼した場合の収集運搬料は自己負担となります。</p>	り災証明書	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>

項目	担当課	所在地・TEL	制度概要	申請に必要なもの	災害種別	チェック
災害による 水道料金・下水道 使用料の延納	(受託者) 水道料金事務 センター	那加門前町2-27 058-389-0051	災害により債務の履行が困難なときは、延納（分割での納付等）できる場合があります。	水道料金事務センターにお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
下水道事業受益者 負担金の徴収猶予	下水道課	水道庁舎 三井東町4-32 058-383-6607	災害により負担金を納付することが困難であると認められる受益者について、徴収を猶予（納付期限を延長）します。	り災証明書 その他必要書類は担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
岐阜中流使用料の 減免	農政課	北庁舎 (産業文化センター) 6階 058-383-1129	災害により使用料を納付することが困難であると認められる受益者について、使用料の減免を受けることができます。	り災証明書	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>

★見舞金などその他の支援制度

項目	担当課	所在地・TEL	制度概要	申請に必要なもの	災害種別	チェック
災害弔慰金の支給	福祉政策課	本庁舎 2階 058-383-1358	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の適用を受けた大規模な自然災害により被災した場合に支給します。 ①被害を受け死亡した市民の遺族 ・死亡者が主たる生計者の場合 500万円 ・その他の場合 250万円 ②身体等に著しい障がいを受けた市民（以下障がい者） ・障がい者が主たる生計者の場合 250万円 ・その他の場合 125万円 ③被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付。 ・被災の状況により、150万円～350万円	担当課にお問い合わせください	一定規模 以上の 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの	災害種別	チェック
被災者生活等再建支援金	福祉政策課	本庁舎 2階 058-383-1358	岐阜県内または隣接県内が「被災者生活再建支援法」の適用を受けた場合に支給します。 ・自然災害により居住用住宅が被害を受けた世帯主に対して住家の被害の程度に応じた基礎支援金、加算支援金を支給します。	担当課にお問い合わせください	一定規模以上の地震風水害等	<input type="checkbox"/>
災害見舞金の支給			上記の災害弔慰金・被災者生活再建支援金の適用を受けない災害で、被災した方に支給します。 ・住家が全壊、全焼または流出した場合 2万円 ・住家が半壊、半焼または床上浸水した場合 1万円 ・災害により死亡した場合 3万円 ・災害により重傷となった場合 1万円	担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
日本赤十字社日用品の支給			災害により住居が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水した世帯に対して、緊急用の毛布やタオル、ガーゼ、歯ブラシ等の日用品を、必要とする方に支給します。	申請は不要	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
日本赤十字社見舞金の支給			災害により死亡した市民の遺族に、見舞金1万円を支給します。	担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
市営住宅の一時使用	建築指導課	本庁舎 5階 058-383-7218	災害により被害を受けた方が、被災後に住宅の確保や補修等を行う際に、身を寄せる場所として、市営住宅を短期間使用することができます。	り災証明書	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
児童扶養手当制度における所得制限の特例	社会福祉課	本庁舎 1階 058-383-7217	災害により被害を受け、住宅、家財その他の財産について、その価格の概ね二分の一以上の損害を受けた場合、児童扶養手当について、損害を受けた月から翌月の10月までの手当については所得制限が適用除外になります。	児童扶養手当被災状況書	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>

項目	担当課	所在地・Tel	制度概要	申請に必要なもの	災害種別	チェック
特別児童扶養手当 制度における所得 制限の特例	社会福祉課	本庁舎 1階 058-383-1126	災害により被害を受け、住宅、家財その他の財産について、その価格の概ね二分の一以上の損害を受けた場合、特別児童扶養手当について、損害を受けた月から翌月の7月までの手当については所得制限が適用除外になります。	特別児童扶養手当被災状況書	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
障害児福祉手当・ 特別障害者手当 制度における所得 制限の特例			災害により被害を受け、住宅、家財その他の財産について、その価格の概ね二分の一以上の損害を受けた場合、障害児福祉手当又は特別障害者手当について、損害を受けた月から翌月の7月までの手当については所得制限が適用除外になります。	障害児福祉手当（福祉手当）・特別障害者手当被災状況書	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭 医療費助成制度に おける所得制限の 特例	医療保険課	本庁舎 1階 058-383-1128	災害により被害を受け、住宅、家財その他の財産について、その価格の概ね二分の一以上の損害を受けた場合、母子家庭等・父子家庭医療費助成について、その損害を受けた月から翌年の10月末までにおける所得制限が適用除外となります。	担当課にお問い合わせください	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>
生活福祉資金の 貸付	社会福祉 協議会	総合福祉会館 2階 058-383-7610	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費（日常生活を復帰させるための必要経費）を貸し付けます。 貸付上限額150万円。7年以内で返済。	り災証明書・被災証明書、必要経費の見積書・カタログ等	火災 地震 風水害等	<input type="checkbox"/>